

【市川市】電子契約サービスQ&A

<電子契約サービス関連>

No	質問	回答
1	利用する電子契約サービスは何ですか。	弁護士ドットコム株式会社が提供する「クラウドサイン」を利用します。
2	電子契約を利用するために、費用はかかりますか。	事業者様の費用負担はありません。 また、クラウドサインのアカウント登録も不要です。
3	電子契約を利用するには何が必要ですか。	次の環境が必要です。 ・インターネット接続環境 ・電子メールアドレス ・PDFファイルを閲覧できる環境
4	従来どおり紙の契約書でも契約できますか。	可能です。 案件ごとに、「電子」と「紙」を選択できます。
5	クラウドサイン以外の電子契約サービスも利用可能ですか。	ご利用できません。

<対象案件>

No	質問	回答
1	電子契約の対象となる契約は何ですか。	市にて契約手続きを行う案件(工事、業務委託、物品の購入等の種別に定めはありません)が対象です。 ※入札公告、指名通知又は見積依頼等において、電子契約対象である旨を示します。 今後、「少額随意契約」など電子契約の範囲を拡大する予定です。(詳細が決まり次第、お知らせします。)
2	電子契約の対象外となる契約はありますか。	次の契約は対象外となります。 ・法令等の規定により書面で行うこととされている契約 ・その他、市が電子契約に適さないと判断する契約

<利用手続き>

No	質問	回答
1	「電子契約利用申出書」は、契約の都度、提出する必要はありますか。	案件毎にご提出いただきます。 なお、案件ごとに別のメールアドレスを設定して頂くことも可能です
2	「電子契約利用申出書」は、どのタイミングで提出したらよいですか。	原則、落札者決定後になります。 対象案件や提出先等については、入札公告や指名通知、見積依頼時などに提示します。
3	契約締結に利用するメールアドレスは、いくつ必要ですか。	契約締結権限者用として最低1つのメールアドレスが必要です。
4	契約締結権限者と事務担当者で、同一のメールアドレスを使用することはできますか。	権限者と担当者で同一のメールアドレスを使用することはできません。 別々のメールアドレスを設定いただくか、契約締結権限者のみとするか社内規程等に応じて設定してください。
5	契約書の確認者に指定はありますか。	指定はございません。 事業者様の運用形態は様々であることから、判断はお任せいたします。ただ、契約を交わすことと変わらないことをご承知のうえで、契約締結権限者などを選定いただければと考えます。
6	請求書や完了届など、契約書類以外を電子契約サービスにより提出できますか。	電子契約サービスで取扱う書類は、契約書のみです。 それ以外の書類については、従来どおりの取扱いとなります。
7	契約書以外の書類(仕様書、図面、リサイクル法第13条に定める書面等)について、電子契約での取扱いはどうなりますか。	契約書と一体となる書類については、契約書一式として市が電子契約サービスにアップロードします。 このため、リサイクル法第13条に定める書面など、事業者様において内容記載が必要なものについては、記載済みの文書(データ)を担当課へ事前にメール等でご提供ください。
8	電子契約締結までの流れを教えてください。	電子契約締結までの主な流れは次のとおりです。 ※変更契約や仮契約などにおいても同様の流れとなります。 (1) 事業者様より電子契約利用申出書の提出 (2) 市(担当者)が電子契約サービスに契約書データをアップロード・送信 (3) 事業者様へメールが届き、事業者様にて契約内容を確認・同意 (4) 市(担当課所属長)が同意 (5) 双方に契約締結完了した旨のメールが届く(URLより電子契約書をダウンロード)

9	紙で契約した案件を変更契約する場合、電子契約で変更契約を取り交わすことはできますか。	当初、紙で契約締結した場合は、変更契約においても紙での締結をお願いします。
10	契約書をPDF化した場合お互いにとって書面に記入するのか？	電子契約では、書面に記入や押印といった作業はありません。 市がアップロードする契約書データ(PDF)は、予め市・事業者双方の住所や代表者名等が記載されたものになります。 この契約書データ(PDF)に対して、市と事業者が同意することにより、当該PDFに電子署名が付与され、契約締結が成立する仕組みとなっています。

<契約書の扱い>

No	質問	回答
1	電子契約で契約締結した場合、契約日はどのように決定されますか。	「契約日」は、従来どおり、契約書に記載している日付となります。 可能な限り、契約日まで双方が同意できるよう速やかな確認・同意にご協力ください。 ※電子契約の導入に伴い、契約書の内容を変更予定です。
2	電子契約では収入印紙は必要ですか。	不要です。
3	電子契約書の原本は何になりますか	電子署名及びタイムスタンプが付与されたPDFファイルが原本です。
4	PDFファイルが原本という事ですが、書類データのファイルを電子状態でコピーすれば原本が複数になるということでしょうか。	厳密には「クラウドサーバー上に格納されたデータ」を原本と位置づけていますが、ダウンロードしたデータも「原本と同一の法的効力」を有します。 デジタルデータは物理的な紙と異なり、複製(ダウンロード)しても原本性を証明する情報(電子署名やタイムスタンプ)が変化せず、完全な同一性を保てるためです。 ※ダウンロードしたファイルを原本と同一の法的効力を有するものとして扱って問題ありません。
5	契約書に訂正や差し替えが必要となった場合は、どのように対応すればよいでしょうか。	電子契約では、紙契約書での訂正や差し替えのように、契約書データに対して訂正・加削等を行うことはできません。また、契約書に誤りがあった場合の対応方法は、「締結完了前」と「締結完了後」で異なります。 誤りを発見された場合は、まず市(担当課)までご連絡ください。 【契約締結完了前の場合】 ・サービス上で「同意せずに却下する」の処理を行ってください。 (再度市の担当者へ戻りますので、内容を修正の上、改めて手続きを行います。) 【契約締結完了後の場合】 ・「覚書」を取り交わすなどにより対応します。
6	合意締結証明書はどのようにして入手できるでしょうか。	クラウドサインにアカウント登録いただくことで、ダウンロード可能となります。 ※市(担当課)からご提供することもできます。